

富山市水素供給設備整備事業費補助金公募要領

富山市では、本市における水素社会の実現を図るため、市内で水素ステーション整備を行う民間事業主体に対して、その整備費用の一部を補助する「富山市水素供給設備整備事業費補助金」の募集を行います。

1 補助対象事業

- (1) 市内に水素供給設備を導入する事業であって、経済産業省補助金の交付を受けるもの。
- (2) 水素供給設備は商用を目的とするものとする。

2 補助事業者

補助事業を実施する個人事業者又は法人

(国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く。)

3 補助対象経費

- (1) 国補助対象経費

設備機器費、設計費、設備工事費、工事負担金、経費・管理費のうち、経済産業省補助金が補助対象とする経費

- (2) 国補助対象外経費

設備機器費、設計費、工事費、工事負担金、経費・管理費のうち、(1)以外で、市が指定する経費

※詳細は富山市水素供給設備整備事業費補助金交付要綱をご覧ください。

※経済産業省補助金とは、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う水素供給設備の設置に要する経費の一部を助成する水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）をいう。

4 補助率及び上限額

対象経費	補助率	上限額
国補助対象経費	国補助対象経費から経済産業省補助金の交付額を控除した額の3分の1	40,000千円
国補助対象外経費	定額	60,000千円

5 応募方法等

補助金を申請する場合は、次のとおり必要書類を提出してください。

- (1) 公募期間

令和元年5月21日(火)～5月31日(金)17時必着

- (2) 申請書類

①交付申請書(様式第1号)

- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④経済産業省補助金の交付申請に係る一切の書類の写し
- ⑤経済産業省補助金の交付決定通知書の写し
- ⑥国補助対象外経費に関する設備の仕様書、計画図面、積算書

(3) 提出方法

必要書類一式を申請者が持参もしくは郵送してください。

※持参の場合は、土日祝日を除く。

(4) 提出先・問合せ先

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市環境部環境政策課

電話 076-443-2053

6 交付決定

市は、交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、その内容を申請者に通知します（6月上旬予定）。